

振替決済口座管理約款の新旧対照表

(下線部分改定箇所)

新	旧
<p>第7条(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 前項の発行者に対する届出の取次は、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、<u>次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>① <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知(以下第36条において「総株主通知等」といいます。)</u></p> <p>② <u>個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知</u></p> <p>③ <u>株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求(第24条第2項に規定する書面交付請求をいいます。)</u></p> <p>第24条(個別株主通知等の取り扱い)</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) <u>お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定にもとづく株主総会資料の書面交付請求、投資信託および投資法人に関する法律第94条第1項にもとづく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項にもとづく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)(2)の場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。</u></p> <p>改訂年月日 2022年9月1日</p>	<p>第7条(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項の発行者に対する届出の取次は、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知(以下第36条において「総株主通知等」といいます。)</u>または<u>個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>第24条(個別株主通知の取り扱い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>新設</u></p> <p>(3) <u>前項の場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。</u></p>